

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ石巻河北店  
石巻市相野谷字六本木20 外

### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

### 3 市町村の意見の概要

- (1) 申請地は、住宅地に隣接しており、大規模小売店舗が立地されると、これまでの住環境が一変することになる。よって、事業内容及び騒音、光害、廃棄物対策等の公害防止措置等について、近隣住民に対して十分に説明し、理解を得た上で適切に行うこと。
- (2) 届出のあった店舗が面する国道45号及び市道成田相野田線は石巻市立飯野川第一小学校及び同飯野川中学校の通学路となっている。

市道成田相野田線は道幅が狭く歩道が設置されていない状況であるが、車両出入口と荷さばき車用出入口が面しており、登下校中及び休日における児童生徒の交通事故の発生等が憂慮されることから、同店周辺の交通安全対策について最善の配慮を行うこと。

### 4 地域住民等の意見の概要

なし

### 5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

### 6 縦覧期間

平成27年1月16日から平成27年2月16日まで（ただし、閉庁日を除く。）